

④<<観光>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	広島県	モビリティ特区	<p>【実施内容】 尾道市街地(広島県尾道市)の指定区間をフィールドに、サイクルカフェ(16人乗り自転車)を走らせる。</p> <p>【現状・課題】 事業者(ONOMICHI U2)が所有するサイクルカフェは、道路運送車両法上、軽車両(三輪自転車)とみなされており、軽車両の保安基準に規定する長さ(4m)を1.4m超過していることから公道を走行することができない。</p> <p>【提案】 尾道市街地のうち、指定区間に限り、当該サイクルカフェを走行可能とする。</p> <p>【サイクルカフェの仕様】 サイズ 長さ:5.4m 幅:1.5m 高さ:2.6m 座席 ハンドルキーパー1席、ペダル付12席、ペダルなし3席 計16席 特徴 ハンドルキーパーが操舵とブレーキを担当し、それ以外の乗客はペダルを漕ぎながら、座席で飲食が可能</p>	<p>・道路運送車両法の基準では、運行できる軽車両の長さは4m以下とされているが、この車両は5.4mであり、公道を走行できない長さとなる。</p>	<p>【道路運送車両法】 (軽車両の構造及び装置) 第四十五条 軽車両は、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。 一 長さ、幅及び高さ 二 接地部及び接地圧 三 制動装置 四 車体 五 警音器</p> <p>【道路運送車両の保安基準】 (長さ、幅及び高さ) 第六十八条 軽車両は、空車状態において、その長さ、幅及び高さが左表に掲げる大きさをこえてはならない。但し、地方運輸局長の許可を受けたものにあつては、この限りでない。 人力により運行する軽車両 長さ四メートル、幅二メートル、高さ三メートル (接地部及び接地圧) 第六十九条 軽車両の接地部及び接地圧については、第七条の規定を準用する。 (制動装置) 第七十条 乗用に供する軽車両には、適当な制動装置を備えなければならない。但し、人力車にあつては、この限りでない。 (車体) 第七十一条 乗用に供する軽車両の車体は、安全な乗車を確保できるものでなければならない。 2 乗用に供する軽車両の座席及び立席については、第二十二條第一項(座席の向きに係る部分を除く。)、第二項、第五項及び第六項、第二十二條の二、第二十三條並びに第二十四條の規定を準用する。 (警音器) 第七十二条 乗用に供する軽車両には、適当な音響を発する警音器を備えなければならない。</p>	<p>尾道市街地のうち、指定区間に限り、道路運送車両法の規定を適用せず、公道での走行を可能とする。</p>	国土交通省	<p>道路運送車両の保安基準では、「人力により運行する軽車両の長さは4メートルをこえてはならない。但し、地方運輸局長の許可を受けたものにあつては、この限りでない」となっており、現行制度で対応可能であることから、予定している内容を以て中国運輸局に相談いただきたい。</p>
2	千葉県	マルチテナント型物流施設で働く従業員等の施設所有者による自家用有償旅客運送の緩和	マルチテナント型物流施設入居事業者の従業員等の送迎を、自家用自動車を用いて無償にて運送を実施	現行法では、マルチテナント型物流施設に入居する事業者の従業員等の一括での自家用運送は、「他人の需要に応じる」や「有償である」という旅客自動車運送事業の規定に抵触する可能性がある。	道路運送法第2条第3項	マルチテナント型物流施設に入居する事業者の従業員等の一括での自家用運送は、「他人の需要に応じる」や「有償である」という旅客自動車運送事業の規定に抵触しないことの明確化又は緩和を図る。	国土交通省	<p>ご提案のように、マルチテナント型物流施設所有者が、当該入居者の従業員等を、所有する自家用自動車を用いて無償で送迎するものであれば、道路運送法上の許可又は登録は不要である。 なお、「無償で」とは、当該運送サービスに対する反対給付として、運送の対価を収受しないことを言い、当該運送サービスを提供するに当たって、名目のいかんを問わず、直接たると間接たるとを問わず、また、金銭である他の財物であるとを問わず、何らかの財物を収受する場合は、有償の運送に該当し、道路運送法上の許可又は登録が必要となる。例えば、従業員個々から対価を収受しなくとも、入居企業から運送に係る費用相当分を収受するような場合は、有償の運送に該当する。</p>